

山形県テイクアウト・デリバリー等支援事業費 Q & A

Q 1 対象者に要件はありますか？

A 1 対象となるのは、県内で飲食店(持ち帰り・配達飲食サービス業を含む)を営んでおり、その住所が県内にある事業者となります。

また、個人事業主は県内に住んでいる場合(確定申告が県内の税務署に申告)、法人は本社が県内の住所の場合(法人登記簿上)、対象となります。

※ 県外店舗分に係る新サービスの展開費用は対象となりません。

Q 2 複数の店舗を営んでいる場合は、店舗数に応じて申請ができますか？

A 2 店舗数に関わりなく、事業者ごとの申請になります(1事業者につき1申請)。

Q 3 1経営者が複数の店舗をそれぞれ法人化して営んでいる場合の申請方法はどのようなですか？

A 3 1経営者が2店舗を有し、この2店舗が別の法人格である場合は、1経営者であっても法人毎に申請ができます。

Q 4 個人事業主で、山形県内に店舗(事業所)を構えていても、県外に住んでいる場合は申請できますか(確定申告が県外の税務署に申告)？

A 4 例外的に、山形県内にのみ店舗(事業所)がある場合は、本店(本社)とみなして対象とします。

山形県以外にも店舗(事業所)がある場合は対象外となります。

なお、対象となる場合は、山形県内にのみ店舗(事業所)があることを確認する必要がありますので、それを証明できる書類を添付してください(証明が困難な場合は、以下の内容を記載した申出書を提出してください)。

申出書
令和3年〇月時点で、私が経営する店舗(事業所)は山形県内にしかありません。
店舗(事業所)所在地：●●市●●町●●
令和〇年〇月〇日
申請者氏名 印

Q 5 法人で、登記簿上は、本社の住所を県外に登記しているが、実態は、県内の事業所に本社機能を置いている場合は対象となりますか？

A 5 例外的に本社機能(人事・労務管理、財務マネジメントをはじめ、重要事業の意思決定)が山形県にあることがホームページや会社資料等に掲載されており、第3者か

らみて明白であれば対象となります。

申請書を提出する際には、パンフレット(複写可)やホームページを印刷したものを必ず添付してください。

Q 6 対象者とならないものは何ですか？

A 6 政治団体、性風俗産業、系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者は対象となりません。大企業も対象外です。

Q 7 政治団体、性風俗産業、系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者が給付対象にならない理由は何ですか？

A 7 政治団体は政党交付金や寄付金、党費などを主な収入源としており、コロナの直接的影響や事業関連の収入が見込まれないため対象となりません。

性風俗産業は、性行為、その他の性的射幸心を満足されることを想定しており、社会通念上、公的支援による支援対象とすることに国民・県民の理解が得られにくいため対象となりません。

系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者は、コロナの影響により、急激に収入が減少することが見込まれないため対象となりません。

Q 8 申請はどのように行えばよいですか？

A 8 申請書(紙ベース)を、コロナ予防のため必ず郵送で「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業事務局」へ郵送してください(持参は、ご遠慮願います)。

その際には、必要書類が添付されているか、必ず確認してから郵送してください。

(申請方法)

送付先：山形県家賃・テイクアウト関連支援事業事務局

〒981-3291 泉西郵便局 私書箱第25号(TP内)

問い合わせ先：山形県家賃・テイクアウト関連支援事業コールセンター

電話番号 0570-078-010

[受付時間]午前9：00～午後5：00(土・日・祝日除く)

Q 9 インターネット銀行を振込口座にしたい場合の通帳の写しはどうすればいいですか？

A 9 インターネット銀行の場合、次の情報が表示された部分を印刷して提出してください。

(必要な情報)

金融機関・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字・カナ)

Q10 パソコンがないので、申請書などをダウンロードできない場合はどうすればいいですか？

A10 最寄りの商工会・商工会議所、市町村、県総合支庁でも、申請書の様式をお配りしております。

Q11 補助金は、法人税や所得税の課税対象となりますか？

A11 課税対象となります。

具体的には、補助金は事業に関して交付される内容であることから、法人の場合は、雑収入として益金の額に算入し法人税の対象となり、個人事業者の場合は、事業所得として雑収入で計上し所得税の対象となります。

なお、補助金の交付額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合には、税負担は生じませんので、ご注意ください。

Q12 新サービスとはどのようなものを指すのでしょうか。

A12 新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けている県内で飲食店を営む事業者が、飲食店営業の経験を生かして展開する、あるいは展開している以下の事業に要する費用となります。

- ・ テイクアウト販売
- ・ デリバリー販売
- ・ キッチンカー販売(移動販売)
- ・ 加工品のインターネット通販(外部サイトへの出店費用などの初期費用等)
- ・ 店舗内での加工品販売(販売コーナーの設置費用等)
- ・ 宅配代行サービスへの初期登録

※ 既に新サービスを展開している場合であっても、「メニュー表の再構築」や「配達エリアの見直し」、「提供サービスの拡充」、「キャッシュレス決済の導入」、「宅配専用車両(自転車・バイク・キッチンカー等)の新規導入・改造(単なる更新を除く)」など、既存の取組みの大幅な改定に係る費用も対象となります。

Q13 新サービスをすでに開始していないと、申請はできませんか。

A13 交付申請時点で事業を開始していなくてもかまいません。ただし、実績報告時(提出期限：令和4年1月20日)までに新事業を開始する必要があります。

Q14 令和3年4月1日以降に、テイクアウト事業を開始しましたが、現在休止しています。その場合は対象となりますか。

A14 現在、新サービス事業を休止している場合においても補助金の交付申請を行うことはできますが、実績報告時までには再開している必要があります。

Q15 令和3年4月1日以前に発生した費用は補助対象となりますか。

A15 対象にはなりません。補助対象経費は令和3年4月1日以降の発注、納品、支払といった一連の行為により発生した費用となります。

Q16 令和3年4月1日以前からテイクアウト事業を行っていました。その場合は対象となりますか。

A16 対象にはなりません。但し、令和3年4月1日以前から新サービスを展開している場合であっても、令和3年4月1日以降に、「メニュー表の再構築」や「配達エリアの見直し」、「提供サービスの拡充」、「宅配専用車両(自転車・バイク・キッチンカー等)の新規導入・改造(単なる更新を除く)」などに取り組みられる場合は補助対象者となります。

Q17 テイクアウト専門店で営んでいます。この機会に別の新サービスを展開したいのですが対象となりますか。

A17 令和3年4月1日以降に、新型コロナウイルスを基因とした「メニュー表の再構築」や「配達エリアの見直し」、「提供サービスの拡充」、「宅配専用車両(自転車・バイク・キッチンカー等)の新規導入・改造(単なる更新を除く)」などに取り組みられる場合は補助対象者となります。

Q18 現在飲食店を営んでいます。新たに飲食店を開店したいのですが、これは新サービスの展開に当たりますか。

A18 提供する飲食物のジャンルが違ったとしても、同じく「飲食店」の分類になるため、新サービスの展開には当たりません。

Q19 過去にテイクアウト・デリバリー等の新サービスの展開を支援することを目的とした補助金の交付を受けました。その場合、この補助金に申請することはできますか。

A19 過去にテイクアウト・デリバリー等の新サービスの展開を支援することを目的とした補助金の交付を受けられた方は、今回の補助金の申請はできません。

Q20 年間契約の形で、1年間分まとめて支払いをする場合、支払った日が補助対象期間内であれば、1年分全てが補助対象となりますか。

A20 補助対象期間は、令和3年4月1日から12月31日までとなりますので、補助対象期間を超えるような支払いを行う場合は、この期間分を按分して対象とします。

Q21 容器代は対象となりますか。

A21 消耗品費も対象となります。

Q22 チラシの折り込み代は広告費として計上可能ですか。

A22 計上可能です。なお、ポスティングに係る経費も計上可能です。

Q23 パソコン、タブレットは対象となりますか。

A23 パソコンは対象外です。タブレットは、宅配代行サービス等において、既存のものとは独立した、受注、決裁等のシステムに必要な専用のタブレットを設置する必要がある場合に限り対象とします(スマホも対象外となります)。

Q24 デリバリー用のバイクや自転車は、どんなものでも補助対象となりますか。

A24 デリバリー専用のバイク・自転車である必要があります。
例えば、配達ボックスが付属されているものや、ルーフ付きであるものであり、車体には、店名などが分かるステッカーを掲示してください。

Q25 販売商品を作成・調理するための器具(調理器具など)は補助の対象となりますか。

A25 商品そのものを作成するための器具費用(設置費用等含む)は補助の対象外です。

Q26 冷蔵庫などの器具を購入したいのですが、対象となりますか。

A26 今回の補助金の対象となる器具は、新サービスの展開によって必要となったもの、あるいは必要になるものに限ります。
例えば、冷蔵庫の場合、現在の冷蔵庫の経年劣化による同等品(容量が同じなど)への交換は新サービスの展開との関連は認められません。

Q27 チラシやメニュー表を作成するためのプリンター購入費用は補助対象となりますか。

A27 プリンターの購入費用は補助対象外です(インクカートリッジ等の消耗品も対象外)。

Q28 新事業の周知用のハガキ購入費用は補助対象となりますか。

A28 周知用のチラシ等の送料は対象ではないため、官製ハガキは補助対象外となります。

Q29 補助対象経費の購入・支払いの根拠資料は領収証のみでかまいませんか。

A29 補助対象経費によっては、補助対象経費によって異なりますが、領収証のほかに必要な資料があります(下記の経費ごとの一例参照)。

また、領収証は、内容・内訳(何を購入したのかなど)が確認できるものである必要があります。領収証のみで確認できなければ、レシート、支払ったことが確認できる通帳の写しなど内容を確認できる資料も必要となります。

なお、クレジットカードを使用した場合は、補助対象期間の令和3年12月31日までに引き落としが完了している必要があります。

(経費ごとの一例)

- ・ 印刷費 : 作成したメニュー表・チラシ・クーポン等の完成品
- ・ 広告費 : 広告内容がわかるもの
- ・ 店舗改修費 : 改修前と改修後の写真
- ・ 委託費 : 写真撮影の場合、チラシに使用した写真
- ・ 器具・機材費 : 購入した商品の写真(商品全体と型番部分)